

国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十三(一) 令八・四・一以後終了事業年度分

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書						
補助金等の名称	1		帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	圧縮限度超過額 (6) - (12)	13	円
補助金等を交付した者	2			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (10)	14	
交付を受けた年月日	3	・		取得価額に算入しない金額 ((6) と (12) のうち少ない金額) + (14)	15	
交付を受けた補助金等の額	4		円			
交付を受けた資産の価額	5					
帳簿価額を要しないこととなった場合又は返還を要しないこととなった場合(無条件の場合又は)	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	6		特別勘定に経理した金額	16	
	圧縮限度額	7		繰入限度額 ((4) のうち条件付の金額)	17	
	前償却以前に取得した金額	8		繰入限度超過額 (16) - (17)	18	
	固定資産の取得等に要した金額	9		翌期繰越額の計算	19	
	補助割合 $\frac{(7)}{(9)}$	10		当初特別勘定に経理した金額 (繰入事業年度の (16) - (18))	20	
	圧縮限度基礎額 (8) × (10)	11		同上的うち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
	圧縮限度額 (5)、(7)若しくは(11)又は((5)、(7)若しくは(11)) - 1円)	12		当期中に益金の金額	22	
				返還した金額	23	
				返還を要しないこととなった金額	24	
				(21) 及び (22) 以外の取崩額		
				期末特別勘定残額 (19) - (20) - (21) - (22) - (23)		

II 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

交付を受けた金銭の額及び資材の価額	25		円	圧縮限度額の計算	前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (32)	31	円
交付を受けた固定資産の価額	26			賦課割合 $\frac{(25)}{(29)}$ (1を超える場合は1)	取得価額に算入しない金額 ((28) と (34) のうち少ない金額) + (36)	32	
取得した固定資産の種類	27			圧縮限度基礎額 (31) × (32)		33	円
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	28		円	圧縮限度額 (26)、(30)若しくは(33)又は((26)、(30)若しくは(33)) - 1円)		34	
圧縮限度額の計算	29			圧縮限度超過額 (28) - (34)		35	
固定資産の取得等に要した金額	30			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (32)		36	
圧縮限度基礎額 ((25) と (29) のうち少ない金額)	30			取得価額に算入しない金額 ((28) と (34) のうち少ない金額) + (36)		37	

III 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

賦課に基づいて納付された金額	38		円	圧縮限度額の計算	(38) が納付された日における固定資産の帳簿価額	43	円
取得した固定資産の種類	39			賦課割合 $\frac{(38)}{(41)}$ (1を超える場合は1)	取得価額に算入しない金額 ((40) と (46) のうち少ない金額) + (48)	44	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	40		円	圧縮限度基礎額 (43) × (44)		45	円
圧縮限度額の計算	41			圧縮限度額 (42) 若しくは (45) 又は ((42) 若しくは (45)) - 1円)		46	
固定資産の取得等に要した金額	42			圧縮限度超過額 (40) - (46)		47	
圧縮限度基礎額 ((38) と (41) のうち少ない金額)	42			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (44)		48	
				取得価額に算入しない金額 ((40) と (46) のうち少ない金額) + (48)		49	